

特定証券情報

【表紙】	
【公表書類】	訂正特定証券情報
【公表日】	平成30年10月25日
【発行者の名称】	筑波精工株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 傅 寶菜
【本店の所在の場所】	栃木県河内郡上三川町大字上蒲生字願成寺2168-10
【電話番号】	0285-55-0081
【事務連絡者氏名】	管理部長 松坂 一生
【担当J-Adviserの名称】	株式会社アイ・アール ジャパン
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長・CEO 寺下 史郎
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関3-2-5霞が関ビルディング 26階
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.irjapan.jp/ir_info/library/financial_results.html
【電話番号】	03-3519-6750
【有価証券の種類】	普通株式
【有価証券の発行価額又は売付け価額の総額】	発行価格の総額 株主割当によらない特定投資家向け取得勧誘 840,000,000 円 以内 (注) 発行価格の総額は公表日現在における 見込み額であります。
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を平成30年11月28日に TOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 上場に際しては、「第一部【証券情報】」の 「第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】」に記載 の特定投資家向け取得勧誘を行う予定です。 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称 株式会社証券保管振替機構 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 該当事項はありません。
【安定操作に関する事項】	
【公表されるホームページのアドレス】	筑波精工株式会社 http://www.tsukubaseiko.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 http://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第二部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 特定証券情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、特定証券情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の33において準用する法第21条第1項第1号及び法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲載されるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、特定証券情報の内容（特定証券情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

1 【訂正特定証券情報の公表理由】

平成30年10月23日付で公表いたしました特定証券情報の記載内容に一部誤りがありましたので、その内容を訂正するため、訂正特定証券情報を公表するものであります。

2 【訂正事項】

第二部【企業情報】

第5【発行者の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

⑤社外取締役及び社外監査役との関係

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第二部 【企業情報】

第5 【発行者の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

⑤ 社外取締役及び社外監査役との関係

<訂正前>

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。社外取締役の川瀬信雄氏が代表取締役を務めるジョイントテック株式会社は、当社との間に顧問契約を締結しています。なお、当該契約は、平成29年3月31日をもって終了しております。

社外監査役の酒井明彦氏は、当社との間に顧問契約を締結しています。なお、当該契約は、平成30年6月19日をもって終了しております。

社外監査役の安岐浩一監査役は当社株式を10,000株保有するほか、安岐浩一氏が代表取締役を務める安岐公認会計士事務所は、当社との間に税理士顧問契約を締結しています。なお、当該契約は、平成29年3月31日をもって終了しております。

社外監査役の樋口俊郎氏は当社株式を258,000株保有しています。なお、当社と社外取締役及び社外監査役との間には、上記以外の人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役、社外監査役が当社における企業統治で果たす機能及び役割を、それぞれに有する専門知識、経験等をベースに、高い中立性と客観的観点から、当社取締役会等における発言、業務執行のモニタリング等により、当社経営戦略、議案審議及び内部統制に活かすことと認識しております。当社では、これらが有効に機能しうることを、社外取締役及び社外監査役招聘上の基本方針としております。

<訂正後>

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。社外取締役の川瀬信雄氏が代表取締役を務めるジョイントテック株式会社は、当社との間に顧問契約を締結しています。なお、当該契約は、平成29年3月31日をもって終了しております。

社外監査役の酒井明彦氏は、当社との間に顧問契約を締結しています。なお、当該契約は、平成30年6月19日をもって終了しております。

社外監査役の安岐浩一監査役は当社株式を10,000株保有するほか、安岐浩一氏が代表取締役を務める安岐公認会計士事務所は、当社との間に税理士顧問契約を締結しています。なお、当該契約は、平成29年3月31日をもって終了しております。

社外取締役の樋口俊郎氏は当社株式を258,000株保有しています。なお、当社と社外取締役及び社外監査役との間には、上記以外の人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役、社外監査役が当社における企業統治で果たす機能及び役割を、それぞれに有する専門知識、経験等をベースに、高い中立性と客観的観点から、当社取締役会等における発言、業務執行のモニタリング等により、当社経営戦略、議案審議及び内部統制に活かすことと認識しております。当社では、これらが有効に機能しうることを、社外取締役及び社外監査役招聘上の基本方針としております。